

地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業  
よくある質問

令和8年7月6日現在

分類	番号	質問	回答
A.応募申請について	1	交付申請書の申請者（代表者）は誰にすればよいですか。	代表取締役社長など、代表権を有する方としてください。 代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても事業実施の代表者として申請することが可能です。
	2	交付申請書の「本件責任者」と「担当者」は誰にすればよいですか。	「本件責任者」は補助事業の責任者としてください。「担当者」は補助事業に関わる業務を実際に行い、県と連絡を取り合える方としてください。
	3	福島県内に事務所又は事業所が無い民間事業者でも申請可能ですか。	申請可能です。
	4	発電設備等の設置場所に関する制限はありますか。	再エネ電力の供給先となる需要家の需要地内への設置や、居宅、集合住宅の屋根への設置は補助対象外です。
	5	申請にあたり他社と共同事業を検討していますが、現時点では特別目的会社（SPC）設立に至っていないため、共同事業者との連名で申請することは可能でしょうか。	SPCを設立中の場合には、主たる寄付・出資者等による申請とし、「確約書」を提出してください。 詳しくは公募要領の1（3）をご覧ください。
B.申請時の提出書類について	1	「系統連系に関し、電力会社との協議が整っていることを確認できる書類」を申請時に提出できない場合、どうすればよいですか。	その場合は、その理由とともに、最新の状況や今後の見込みがわかる書類（議事録等）を提出してください。その内容をもって審査します。 ただし、補助事業の完了日までに、「連系契約確認書」等を受領し、実績報告時にその写しを提出することが必要です（提出がなければ補助金を交付できません）。 なお、工事費負担金を見込み額で申請する必要がある場合は、一般送配電事業者との協議や過去実績などを踏まえて妥当な水準でお見積りください。
	2	各年度の業務概要及び貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、ホームページに掲載していますが、これらを提出書類としてもよいですか。	問題ありません。ホームページを印刷したもので可です。
	3	定款、貸借対照表・損益計算書には原本証明が必要ですか。	写しで構いませんので原本証明は不要です。
	4	自社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要ですか。	グループ全体ではなく、自社分の貸借対照表や損益計算書等の決算資料を提出してください。
	5	「導入する発電設備等の費用を証明する書類」（見積書等）を添付する必要がありますが、詳細な見積もりの取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも申請可能ですか。	申請段階では、経費内訳は概算の見積書をもとに作成いただいて構いません。
	6	申請時に相見積もりの添付は必要ですか。	申請段階では、相見積もりは必須ではありません。 採択となった場合は、交付決定がされた後に発注（契約）を行うこととなりますが、発注時には3者以上の相見積もり又は入札等の競争原理が働く業者選定を行ってください。
	7	申請時に提出する電子データについて、ファイル形式の指定はありますか。	指定様式についてはオリジナルの形式のまま、PDF等への変換を行わずに保存してください。 指定様式でないものは、PDF形式で保存してください。
C.発電事業について	1	太陽光発電設備は補助対象ですか。	従来型のシリコン系太陽光発電設備は対象外です。 なお、ペロブスカイト太陽電池は対象です。
	2	実証段階のペロブスカイト太陽電池も補助対象となりますか。	環境省補助事業の「脱炭素成長型経済構造移行推進対策補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）」において補助対象とするフィルム型ペロブスカイト太陽電池など、実用段階にあるものを対象とします。
	3	再エネ設備について、出力下限（風力は250kW、ペロブスカイト太陽電池は5kW、その他は100kW）未満の複数の発電所をまとめて申請することは可能ですか。	各発電種別ごとに設定された下限を下回る発電所は、申請の対象外です。
	4	再エネ設備について、出力下限（風力は250kW、ペロブスカイト太陽電池は5kW、その他は100kW）未満の発電設備を導入することは可能ですか。	設備単体の出力にかかわらず、発電所単位で出力下限を上回っていれば可能です。
	5	バイオマス発電や地熱発電で熱電併給システムを導入する場合、近傍の施設等に熱を供給することは可能ですか。	可能ですが、コジェネ設備本体を除く熱供給に係る経費は補助対象外となりますので御留意ください。

分類	番号	質問	回答
	6	再エネ設備（補助率1/2）と蓄電池設備（補助率1/3）に共通する経費配分はどのようにすればよいですか。	再エネ設備と蓄電池設備の共通経費については、直接経費割合による按分など、客観性・合理性のある方法により行ってください。
D.特定の県内需要家について	1	以下の事例は特定の県内需要家として認められますか。 ①県内に支店等を有しない県外法人で、登記上の登録がされていない県内の営業所を需要地として電力供給する場合 ②県内法人の県外拠点を需要地として電力供給する場合	法人所在地の県内外にかかわらず、電力供給先となる需要地が県内にある場合に限り特定の県内需要家として認識しますので、①は特定の県内需要家として認められますが、②は認められません。
	2	県内需要家は複数となってもよいですか。	電力供給先となる特定の県内需要家が複数であっても申請可能です。
	3	県内需要家に県（出先事務所含む）や個人を含めることは可能ですか。	特定の県内需要家に県（出先事務所含む）や個人を含めることは認められません。
	4	県内需要家との電力供給について、申請時まで契約締結する必要がありますか。	申請時点での契約締結は不要です。事業期間中に契約締結のうえ、実績報告時に契約書の写し等の内容（供給先、供給量、供給期間等）が分かる書類を提出してください（提出がなければ補助金を交付できません）。
	5	電力を供給する相手方として、複数の県内需要家と交渉中です。事業完了までに確定させるつもりなので、供給先を複数提示する形で申請することは可能ですか。	発電量の7割以上に相当する量の電気を利用する契約等の締結が見込まれる需要家（協議中でも可）を特定して申請してください。
	6	需要家が8年以上にわたって契約することを前提に、期間の定めのない1年更新の契約書を締結してもよいですか。	認められません。
	7	申請期限までに需要家からの確約を得ることが困難な場合において、「見込み」又は「協議中」という記載でもよいでしょうか。また、この場合において、「需要家A」といった匿名で実施契約書等に記載することは可能ですか。	申請時点では、需要家と協議中の段階でも構いません。実施計画書（実施要領様式第1）や事業実施体制（実施要領様式第3）への記載について、当該需要家の了承が得られずやむを得ず匿名とする場合は、要件確認や審査に必要なため、当該需要家に係る名称以外の情報（本社・需要地の立地市町村、需要家の業態、需要地内施設の規模や用途など）が分かる資料と、当該需要家との協議状況が分かる資料を提出してください（いずれも任意様式）。
	8	交付申請後に需要家を変更することは可能ですか。	交付申請後（募集期間内に限る）に需要家を変更せざるを得ない事情がある場合は、当該事情や変更後の事業計画等を確認しますので、事務局へ事前に相談願います。 なお、交付決定後に需要家を変更せざるを得ない事情が生じた場合についても、上記と同様の確認を行いますので、事務局へ事前に相談願います。 ※需要家の変更により公募要領の1（2）に定める要件を満たさなくなる場合、補助対象外となりますので御留意願います。
E.電力供給について	1	自己託送により県内の離れた事業所に電力供給する事業は補助対象ですか。	自己託送方式（第三者所有モデル含む）は補助対象外です。
	2	バーチャルPPAは補助対象ですか。	オフサイトPPA方式のうち、電力と環境価値を需要家に供給するモデル（フィジカルPPA）を補助対象としており、環境価値のみを供給するモデル（バーチャルPPA）は補助対象外です。
	3	県内需要家への電力供給量を算定する上で、再エネ発電設備の発電量をどのように算出すればよいですか。	設備や立地条件等を踏まえ、合理的な方法をもって発電量を算定してください。
	4	発電電力量に対する県内需要家への電力供給割合を算定するに当たり、期間はどの単位で考えればよいですか。	年間合計値により算定してください。

分類	番号	質問	回答
F.事業期間について	1	補助事業の開始日、完了日はどのように考えればよいですか。	補助事業の開始日や完了日については、公募要領の「2（4）補助事業の開始について」及び「2（6）補助事業の完了について」を参照してください。 なお、補助事業の完了における「発電設備等の設置工事等の完了」には、発電設備等の運転開始（電気事業法第51条の1に定める使用前自主検査又は同法第51条の2に定める使用前自己確認の届出を実施し、系統への電力供給を開始していること）も含まれます。
	2	複数年度による事業実施を予定していますが申請可能ですか。	申請可能ですが、事業期間は最長で令和12年度までとし、各年度の交付見込額がゼロ円とならない場合に限りです。また、各年度ごとに補助申請を行い、県の採択審査を受ける必要があります。 なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものでないことにご留意ください。 詳しくは公募要領をご覧ください。
	3	何らかの事情で期間内に事業が完了しないことが見込まれる場合は、どのようにすればよいですか。	補助事業が予定の期間内に完了しないことが見込まれる場合には、速やかに交付規程様式第3「遅延等報告書」を提出し、県の指示を受けてください。
G.他の補助金との併用について	1	他の補助金との併用は可能ですか。	国からの他の補助金（国からの補助金を原資として交付する補助金を含む）を受ける場合は、補助対象外となります（ただし、法令等の規程により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明できるものを除きます）。
H.地域活性化事業について	1	地域活性化に活用される事業として認められる基準等がありますか。	地域活性化の内容や必要経費の水準は地域の状況によるため、基準等は定めておりません。市町村や地域団体等と協議のうえ、地域貢献の有効性が高い地域活性化事業をご検討ください。
I.自治体連携型について	1	市町村が作成する確認書の署名は市町村長名ですか。また、押印は必要ですか。	確認書への署名は市町村長名とし、押印の上でご提出ください。
	2	1MW超の発電事業を計画しており、1MWに満たない部分だけ補助を受けたいのですが、自治体連携型に該当しなければ申請できませんか。	自治体連携型に該当しない場合、再エネ発電設備の合計出力が1MW未満のもののみ申請可能です。
	3	自治体連携型に該当する場合で、補助対象経費から算定する補助申請額が補助上限の10億円を大きく上回る規模の事業（大規模な風力発電など）でも、申請は可能ですか。	申請は可能です（補助上限は10億円）。なお、複数年度の事業となる場合、各年度ごとに事業採択を行うため、予算の都合等で当初どおりの交付決定を行えない場合があることに御留意ください。
	4	自治体連携型の条件のうち「立地市町村が所有する土地に発電設備等を設置する事業である」について、例えば複数基からなる風力発電所である場合など、発電機・変電所・自営線等の設備のどれか一部でも市町村の所有地に設置されていれば、条件を満たすことになりますか。	自治体連携型の当否については、個別案件ごとに審査することとなります。 なお、補助対象設備のうち、発電機等の主要な設備が立地市町村が所有する土地に設置されないなど、当該土地が事業の実施に不可欠であると認められない場合は、自治体連携型として認められない場合があります。 申請時に、設備を設置する土地の所有者がわかる資料及び設備配置がわかる資料を提出してください。
	5	自治体連携型の条件のうち「発電した電力の供給先に立地市町村を含む事業である（発電量の3分の1程度以上）」について、立地市町村と別の市町村とを合算した供給割合でもよいですか。	立地市町村に対して発電量の3分の1程度以上を供給する必要があり、他の市町村への供給割合はこれに含まれません。 なお、公募要領の1（2）に定める要件である「県内に事業所等の需要地を有する需要家（県内市町村又は民間法人）が8年以上にわたって、補助対象設備による発電量（計画値ベース）の7割以上に相当する量の電気を利用する契約等が締結されること。」を満たすことが前提となります。

分類	番号	質問	回答
J.ガイドライン等について	1	公募要領に記載の「各種ガイドライン」とは具体的には何を指しますか。	再エネ特措法に基づく「 <b>事業計画策定ガイドライン（再エネ種別ごとに制定）</b> 」及び「 <b>説明会及び事前周知措置実施ガイドライン</b> 」、「 <b>廃棄等費用積立ガイドライン</b> 」等を想定しています。なお、具体的な内容は資源エネルギー庁のホームページ（ <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/sa/iene/kaitori/fit_legal.html#guide">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/sa/iene/kaitori/fit_legal.html#guide</a> ）を参照願います。
	2	ガイドラインに準拠するに当たり、特に注意すべき点はありますか。	<p>風力発電を例に、特に注意すべき点として下記に提示しますが、これに限らず、法令を遵守し、各種ガイドラインに準拠し、事業を実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</li> <li>・関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</li> <li>・防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。</li> </ul> <p>・<b>ガイドラインで示す説明会又は事前周知措置を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイミングについては、本補助金への申請、採択及び交付決定等との前後関係は問わないが、工事の着工までに行うこと。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電設備又は発電設備を囲う柵等の外側の見えやすい場所に標識（補助対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。</li> <li>・電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</li> <li>・設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</li> <li>・接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</li> </ul> <p>・<b>防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。</li> <li>・風力発電において、補助対象設備の解体・撤去に係る廃棄等費用について、「<b>廃棄等費用積立ガイドライン</b>」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</li> <li>・災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。</li> </ul>
	3	各種許認可等はいつまでに取得しておけばよいですか。	必要となる許認可等の手続きについては、申請時に実施計画書に状況を記載するとともに、事業計画策定ガイドラインや各種法令に従い、適時適切に許認可等を取得したうえで事業を実施してください。なお、補助事業完了時の実績報告で取得状況を確認しなす（必要な許認可等未取得でできない場合、補助金を交付しない場合があります）。
K.計画策定事業について	1	計画策定事業を利用した場合、後年度の設備導入事業に必ず申請しないとイケませんか。	後年度の設備導入事業への申請については、計画策定事業の結果を踏まえ、各事業者において判断をお願いします。
	2	計画策定事業では、FITやFIPによる導入前提の申請も認められますか。	FITやFIPによる導入前提の申請は認められませんので、設備導入事業への移行を想定した事業としてください（事業性の比較に必要な範囲での検討を妨げるものではありません）。
	3	計画策定事業において、設備導入事業で「自治体連携型」のみ認められる1MW超の再エネ導入計画の申請は可能ですか。	申請可能です。申請時の事業計画書において、自治体連携型として必要となる要件確保の見通しについて記載するようにしてください。

分類	番号	質問	回答
L.補助対象経費について	1	補助対象経費とは何を指しますか。	補助事業を行うために直接必要な経費のことであり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限りします。
	2	補助対象外経費に当てはまるものは、どのようなものがありますか。	補助対象外となる主な経費等は以下のとおりです。 なお、交付決定前に支払い済の経費（工事費負担金等）も補助対象外となりますのでご留意願います。 ・既存施設・設備の撤去、移設、廃棄費用（諸経費含む） ・工事で発生した残土処理費 ・本補助金への申請等に係る経費 ・官公庁への届出等に係る経費 ・導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品等 ・不動産の取得費、土地の賃借料 ・エビデンスが用意できない経費 ・消費税（詳細はM-1の設問を参照ください。）
	3	採択後、補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。	交付決定通知書に記載された採択額が、原則、補助金交付額の上限になります。事業費が増額する場合は、事前に県へ相談してください。
M.消費税について	1	消費税は補助対象になりますか。	消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）は、補助対象経費から除外して補助金を算定してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。 ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ② 免税事業者である補助事業者 ③ 消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税当仕入控除税額が確定した場合には、「消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（交付規程様式第12）」により、速やかに知事に報告してください。
N.補助事業における発注について	1	業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。	業者選定に係る発注、契約は、交付決定通知を受けた日以降としてください。なお、契約前の準備行為（入札公告や入札の実施等）は可能です。
	2	工事業者等への補助事業の発注（契約）はいつ行えばよいですか。	交付決定後に行ってください。
	3	業者の選定や発注はどのように行えばよいですか。	競争入札や複数（3者以上）による見積もり合わせなど、競争原理が働く業者選定を行ってください。
	4	補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能ですか。	別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。ただし、その場合には補助対象の工事と対象外の工事の費用が、発注書・契約書・請求書の中で明確にわかるようにしてください。
	5	自社調達において、一部外注する場合にも三者の見積もり合わせは必要でしょうか。	三者見積もりが必要です。
O.補助事業で取得した財産の処分制限について	1	補助事業で取得した財産を、事情により処分する必要になった場合の制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。	取得財産等のうち処分の制限をする財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の財産です。 これを処分の制限期間内に処分する時は、県に申請し承諾を受けなければなりません。財産を処分する必要性が生じた場合は、予め県へ相談ください（県の承認を受けずに取得財産等を処分した場合は、補助金の返還及び交付決定の取消となる場合があります）。 なお、発電設備等別の財産処分制限期間は、公募要領の関連資料1を参照してください。
P.補助対象設備について	1	中古品でも補助対象になりますか。	補助対象とはなりません。 ただし、電動車の駆動用蓄電池のリユース蓄電池を除きます。
	2	現在使用している同一の規格の設備、システムの入替は対象になりますか。	補助対象とはなりません。
	3	既存設備の改造費用は対象になりますか。	補助対象とはなりません。
	4	消防法などで定める消火設備は補助対象になりますか。	補助対象とはなりません。
	5	蓄電池の設置にあたり、所管消防署への申請費用は補助対象になりますか。	補助対象とはなりません。